

附属機関設置条例の制定および関係条例の整備について

1 経緯

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項に基づく附属機関および要綱等に基づく懇話会、協議会等の会議体（以下、「懇話会等」という。）については、県政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、県行政に対する県民の意見および専門的な知見の反映を目的として設置しているところ。

他の地方公共団体の住民訴訟や住民監査請求において、要綱等で設置している懇話会等が、実質的には地方自治法の規定する附属機関であるにもかかわらず、法律または条例により設置されていないことは違法であると判断。

地方自治法第 138 条の 4 第 3 項

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

要綱等で設置している懇話会等が附属機関に該当し、違法とされた判例

- ・若宮町まちづくり委員会（福岡地判平 14. 9. 24）
- ・平塚市環境事業センター事業者選定委員会（横浜地判平 23. 3. 23／東京高判 H23. 9. 15）

2 懇話会等の見直し

(1) 見直しの内容

実質的に附属機関であると見なされる可能性のある懇話会等（外部有識者が委員に就任し、調停、審査、諮問または調査のために機関としてとりまとめを行っているもの）がないか点検を行い、附属機関として位置づけることが適当である懇話会等については、設置のための条例を整備。

あわせて、廃止または統合が適切な懇話会等については廃止または統合を行い、事務を効率化。

【点検対象】平成 25 年 1 月 31 日現在、要綱等により設置されている 302 の懇話会等

(2) 点検内容および結果

懇話会等	302	附属機関として条例に規定	42	<見直し後の設置根拠>	
		既存・新設の附属機関に統合	13		
		廃止・終了	77		
		意見交換等のみを行う懇話会等として存置	170		
附属機関	73 ※	存置	72	附属機関設置条例	40
		新設の附属機関に統合	1	各事業の個別条例	26
		附属機関計	114	法律・政令	48
		意見交換等のみを行う懇話会等	170	計	114

※「准看護師試験委員会 (H25. 3. 31 廃止) を除き、「特定非営利活動法人指定委員会 (H25. 4. 1 設置)」を含む。

【設置根拠別附属機関数】

設置根拠	見直し前	見直し後	摘要
附属機関設置条例 【今回制定】	—	40	個別条例設置の7機関を移行 懇話会等から33機関を移行 (1)～(8)指定管理者選定委員会 (9)～(12)建設工事等総合評価審査委員会 (13)行政経営改革委員会 (14)歯科技工士国家試験委員会 (15)登録販売者試験委員会 (16)クリーニング師試験委員会 (17)子ども若者審議会 (18)公衆浴場入浴料金審議会 (19)産業振興審議会 (20)新事業分野開拓認定審査会 (21)農業・水産業基本計画審議会 (22)就農支援資金等審査会 (23)畜産業経営改善計画審査会 (24)農村振興交付金制度審議会 (25)入札監視委員会 (26)公共事業評価監視委員会 (27)建設コンサルタント等選定審査委員会 (28)建設工事事故特別調査委員会 (29)河川整備計画検討委員会 (30)特定調達苦情検討委員会 (31)教育振興基本計画審議会 (32)指導不適切教諭等認定審査委員会 (33)就学指導委員会
個別の設置条例	7	—	附属機関設置条例に移行 (1)特別職報酬等審議会 (2)公有財産審議会 (3)基本構想審議会 (4)琵琶湖水政審議会 (5)高齢化対策審議会 (6)大規模小売店舗立地審議会 (7)観光事業審議会
各事業に関する個別の条例	17 ※1	26	懇話会等から9機関を移行 (1)ふぐ調理師試験委員会 (2)陶芸の森陶芸作品収集委員会 (3)企業庁建設工事等総合評価審査委員会 (4)企業庁建設コンサルタント等選定委員会 (5)県立病院経営協議会 (6)病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会 (7)成人病センター倫理委員会 (8)小児保健医療センター倫理委員会 (9)精神保健医療センター倫理委員会
法律または政令	49 ※2	48	青少年問題協議会を廃止(統合)
合計	73	114	

※1 特定非営利活動法人指定委員会(H25.4.1設置)を含む。

※2 准看護師試験委員会(H25.3.31廃止)を除く。

附属機関の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例案要綱

1 改正の理由

要綱等に基づく懇話会等の設置および運営を見直し、9の懇話会等を附属機関に移行するとともに、関係条例について所要の規定の整備を行うため、滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例（昭和28年滋賀県条例第10号）ほか42条例の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

ア 給与および費用弁償を受ける特別職の職員の規定の整理を行うこととします。（第1条中第1条関係）

イ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(2) 滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例等の一部改正

滋賀県立長寿社会福祉センターほか37の公の施設の指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ当該施設を所管する指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならないこととします。（第2条～第8条、第10条～第24条、第27条、第29条～第43条関係）

(3) 滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例の一部改正

ア ふぐ調理師試験の執行に関する事項を審議するため、滋賀県ふぐ調理師試験委員会（以下「試験委員会」という。）を設置することとします。（第9条中第6条の2関係）

イ 試験委員会の組織等について必要な事項を定めることとします。（第9条中第6条の3関係）

(4) 滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例の一部改正

ア 知事の諮問に応じ、陶芸作品等の収集に関する事項について審査するため、滋賀県立陶芸の森陶芸作品等収集審査会（以下「審査会」という。）を設置することとします。（第12条中第19条関係）

イ 審査会の組織等について必要な事項を定めることとします。（第12条中第20条関係）

ウ その他必要な規定の整理を行うこととします。

(5) 滋賀県公営企業の設置等に関する条例の一部改正

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づく組織として、滋賀県企業庁建設工事等総合評価審査委員会および滋賀県企業庁建設コンサルタント選定委員会を設置することとし、当該機関が担任する事務について定めることとします。（第25条中第4条、別表関係）

(6) 滋賀県病院事業の設置等に関する条例の一部改正

地方公営企業法第14条の規定に基づく組織として、滋賀県立病院経営協議会ほか4機

関を設置することとし、当該機関が担任する事務について定めることとします。(第 26 条中第 4 条、別表第 2 関係)

(7) 滋賀県立近代美術館条例の一部改正

ア 滋賀県立近代美術館協議会(以下「協議会」という。)に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができることとします。(第 28 条中第 13 条関係)

イ 協議会に部会を置くことができることとします。(第 28 条中第 15 条関係)

ウ その他必要な規定の整備を行うこととします。

(8) その他

ア この条例は、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置について規定することとします。

滋賀県特別職の職員の給与等に関する条例 新旧対照表 (第1条関係)

旧	新
<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 知事</p> <p>(2) 副知事</p> <p>(3) 削除</p> <p>(4) 地方公営企業の管理者</p> <p>(4)の2 病院事業の管理者</p> <p>(5) 教育委員会の委員 (教育長である委員を除く。)</p> <p>(6) 選挙管理委員会の委員および臨時補充委員</p> <p>(7) 監査委員</p> <p>(8) 人事委員会の委員</p> <p>(9) 公安委員会の委員</p> <p>(10) 労働委員会の委員</p> <p>(11) 削除</p> <p>(追加)</p> <p>(追加)</p> <p>(12) 臨時選挙管理委員</p> <p>(13) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人および選挙立会人</p> <p>(13)の2 滋賀県特定非営利活動法人指定委員会の委員</p> <p>(13)の3 滋賀県固定資産評価審議会の委員</p> <p>(13)の4 消防法(昭和23年法律第186号)第35条の8第1項の協議会の委員</p> <p>(13)の5 滋賀県防災会議の委員および専門委員</p> <p>(13)の6 滋賀県国民保護協議会の委員および専門委員</p> <p>(13)の7 滋賀県交通安全対策会議の委員および特別委員</p>	<p>(目的および適用範囲)</p> <p>第1条 この条例は、次に掲げる特別職の職員の受ける給与ならびに旅費および費用弁償について定めることを目的とする。</p> <p>(1) 知事</p> <p>(2) 副知事</p> <p>(削除)</p> <p>(3) 地方公営企業の管理者</p> <p>(4) 病院事業の管理者</p> <p>(5) 教育委員会の委員 (教育長である委員を除く。)</p> <p>(6) 選挙管理委員会の委員および臨時補充委員</p> <p>(7) 監査委員</p> <p>(8) 人事委員会の委員</p> <p>(9) 公安委員会の委員</p> <p>(10) 労働委員会の委員</p> <p>(11) 収用委員会の委員および予備委員</p> <p>(12) 海区漁業調整委員会の委員および専門委員</p> <p>(13) 内水面漁業管理委員会の委員および専門委員</p> <p>(14) 臨時選挙管理委員</p> <p>(15) 投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人および選挙立会人</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

<u>(43)の3 滋賀県琵琶湖水政審議会の委員</u>	(削除)
<u>(43)の4 滋賀県公立大学法人評価委員会の委員および臨時委員</u>	(削除)
<u>(43)の5 滋賀県公益認定等委員会の委員および専門委員</u>	(削除)
<u>(44) 私立学校審議会の委員</u>	(削除)
<u>(44)の2 滋賀県特別職報酬等審議会の委員</u>	(削除)
<u>(44)の3 滋賀県公務災害補償等認定委員会の委員</u>	(削除)
<u>(44)の4 滋賀県公務災害補償等審査会の委員</u>	(削除)
<u>(44)の5 滋賀県情報公開審査会の委員</u>	(削除)
<u>(44)の6 滋賀県個人情報保護審議会の委員</u>	(削除)
<u>(44)の7 削除</u>	(削除)
<u>(44)の8 滋賀県議会議員政治倫理審査会の委員（議会議員である委員を除く。）</u>	(削除)
<u>(45) 滋賀県産業教育審議会の委員</u>	(削除)
<u>(45)の2 滋賀県教科用図書選定審議会の委員</u>	(削除)
<u>(45)の3 滋賀県文化財保護審議会の委員および臨時委員</u>	(削除)
<u>(45)の4 滋賀県立近代美術館協議会の委員</u>	(削除)
<u>(45)の5 滋賀県立琵琶湖博物館協議会の委員</u>	(削除)
<u>(46) 社会教育委員</u>	(削除)
<u>(47) 滋賀県スポーツ推進審議会の委員および臨時の委員</u>	(削除)
<u>(47)の2 警察署協議会の委員</u>	(削除)
<u>(47)の3 滋賀県留置施設視察委員会の委員</u>	(削除)
<u>(48) 精神保健指定医</u>	(19) 精神保健指定医
<u>(49) 母子自立支援員</u>	(削除)
<u>(49)の2 婦人相談員</u>	(削除)
<u>(49)の3 男女共同参画相談員</u>	(削除)
<u>(49)の4 消費生活相談員</u>	(削除)
<u>(49)の5 希少野生動植物種調査監視指導員</u>	(削除)
<u>(49)の6 被害防除推進員</u>	(削除)
<u>(49)の7 環境美化監視員</u>	(削除)
<u>(49)の8 琵琶湖レジャー利用監視員</u>	(削除)

(50) 臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員およびこれらの者に準ずる者

(51) 失業対策事業および公共事業のため公共職業安定所から失業者として紹介を受けて雇用した者で、技術者、技能者、監督者および行政事務を担当する者以外のもの

(知事等の給与)

第2条 前条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員ならびに第7号および第8号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。

2 給料月額、別表1による。

3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第4号、第4号の2、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。

(知事等の退職手当)

第2条の2 退職手当は、知事等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第4号および第8号に掲

(20) 法律もしくはこれに基づく政令または条例の規定により設置された附属機関の委員その他の構成員

(21) 臨時または非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員およびこれらの者に準ずる者

(削除)

(知事等の給与)

第2条 前条第1号から第4号までに掲げる特別職の職員ならびに第7号および第8号に掲げる特別職の職員で常勤を要する者（以下「知事等」という。）の受ける給与は、給料、通勤手当、期末手当および退職手当とする。

2 給料月額、別表1による。

3 通勤手当および期末手当の支給については、滋賀県職員等の給与に関する条例（昭和32年滋賀県条例第27号）の適用を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。ただし、期末手当の額の算定に当たっては、同条例第20条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の140」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の155」とし、同条第4項の期末手当基礎額は、給料の月額に、給料の月額に100分の20を乗じて得た額および給料月額に100分の25（前条第3号、第4号、第7号および第8号に掲げる特別職の職員にあつては、100分の25を超えない範囲内において知事が定める割合）を乗じて得た額を加算した額とする。

(知事等の退職手当)

第2条の2 退職手当は、知事等が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 前項の退職手当の支給は、知事等の任期ごとに行う。

3 退職手当の額は、退職の日における知事等の給料月額にその者の勤続期間の月数を乗じて得た額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。ただし、第1条第3号および第8号に掲

げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。

- (1) 知事 100分の70
- (2) 副知事 100分の50
- (3) 病院事業の管理者 100分の30
- (4) 常勤の監査委員 100分の25

4 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 この条および次条に定めるもののほか、知事等の退職手当の支給については、一般職の職員の例による。

第2条の3および第2条の4 省略

(委員等の報酬)

第3条 第1条第5号から第51号までに掲げる特別職の非常勤の職員には、報酬を支給する。

第4条 第1条第5号から第10号までおよび第16号から第18号までに掲げる特別職の非常勤の職員の受ける報酬(第7条の2の規定により支給される報酬を除く。)の額は、別表2による。

2 第1条第12号から第15号の2まで、第19号の4から第47号の2までおよび第51号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。

3 第1条第47号の3から第50号までに掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。

第5条および第6条 省略

第7条 第1条第6号の臨時補充委員および同条第10号から第47号の2までに掲げる特別職の職員の受ける報酬(次条の規定により支給される報酬を除く。)は、招集に応じ会議等に出席したときに限り、支給する。

げる特別職の職員の退職手当の額は、退職のつど県議会の議決を経て定める。

- (1) 知事 100分の70
- (2) 副知事 100分の50
- (3) 病院事業の管理者 100分の30
- (4) 常勤の監査委員 100分の25

4 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の月数は、暦に従つて計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを切り捨てる。

5 この条および次条に定めるもののほか、知事等の退職手当の支給については、一般職の職員の例による。

第2条の3および第2条の4 省略

(委員等の報酬)

第3条 第1条第5号から第21号までに掲げる特別職の非常勤の職員には、報酬を支給する。

第4条 第1条第5号から第13号までに掲げる特別職の非常勤の職員の受ける報酬(第7条の2の規定により支給される報酬を除く。)の額は、別表2による。

2 第1条第14号から第18号までおよび第20号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、勤務1日につき14,000円を超えない範囲内において、知事が定める額とする。

3 第1条第19号および第21号に掲げる特別職の職員の受ける報酬の額は、任命権者が知事と協議して定める額とする。

第5条および第6条 省略

第7条 第1条第6号の臨時補充委員ならびに同条第10号から第18号までおよび第20号に掲げる特別職の職員の受ける報酬(次条の規定により支給される報酬を除く。)は、招集に応じ会議、視察等に出席したときに限り、支給する。

第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第10号および第16号に掲げる特別職の職員については、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、報酬として支給する。

(給与の調整)

第8条 第1条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員および一般職の職員が第1条各号に掲げる特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は、支給しない。

第9条および第10条 省略

(費用弁償)

第11条 第1条第5号から第51号までに掲げる特別職の非常勤の職員は、公務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第12条 前条の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種とする。

2 第1条第5号から第48号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額は、別表4による。

3 第1条第49号から第51号までに掲げる特別職の職員の費用弁償の額は、任命権者が知事と協議して定める。

4 第1条第5号から第48号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額については、その居住地（公務上の必要のため居住地外にあつたときは、その現在地）から計算するものとする。

5 第10条第2項から第4項までの規定は、費用弁償について準用する。

(特例)

第13条 第1条第5号から第48号まで（第13号を除く。）に掲げる特別職の

第7条の2 前条に規定する場合のほか、第1条第10号および第11号に掲げる特別職の職員については、会議等への出席以外の公務に従事した場合で知事が特に必要と認めるときは、別表2に定める額に当該公務の内容に応じてその遂行に要する標準的な日数として知事が定める日数を乗じて得た額を超えない範囲内において知事が定める額を、報酬として支給する。

(給与の調整)

第8条 第1条第1号から第4号までに掲げる特別職の職員および一般職の職員が第1条各号に掲げる特別職の職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の職員として受けるべき給与は、支給しない。

第9条および第10条 省略

(費用弁償)

第11条 第1条第5号から第21号までに掲げる特別職の非常勤の職員は、公務を行うために要する費用の弁償を受けることができる。

第12条 前条の費用弁償は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、旅行雑費、宿泊料および食卓料の7種とする。

2 第1条第5号から第20号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額は、別表4による。

3 第1条第21号に掲げる特別職の職員の費用弁償の額は、任命権者が知事と協議して定める。

4 第1条第5号から第20号までに掲げる特別職の非常勤の職員の費用弁償の額については、その居住地（公務上の必要のため居住地外にあつたときは、その現在地）から計算するものとする。

5 第10条第2項から第4項までの規定は、費用弁償について準用する。

(特例)

第13条 第1条第5号から第20号まで（第15号を除く。）に掲げる特別職の

非常勤の職員（同条第1号から第4号の2までに掲げる特別職の職員および一般職の職員がこれらの職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の非常勤の職員を除く。）が、招集に応じ県内において会議等に出席したときは、前2条の規定にかかわらず、旅行雑費は支給しない。

非常勤の職員（同条第1号から第4号までに掲げる特別職の職員および一般職の職員がこれらの職を兼ねるときは、その兼ねる特別職の非常勤の職員を除く。）が、招集に応じ県内において会議等に出席したときは、前2条の規定にかかわらず、旅行雑費は支給しない。

第14条 第1条第48号に掲げる特別職の職員には、第11条に定める費用弁償のほかに、診察に要した実費を弁償し、その算定方法は、社会保険診療報酬の例による。

第14条 第1条第19号に掲げる特別職の職員には、第11条に定める費用弁償のほかに、診察に要した実費を弁償し、その算定方法は、社会保険診療報酬の例による。

滋賀県立長寿社会福祉センターの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第2条関係)

旧	新
<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県児童福祉施設の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第3条関係)

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第7条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第7条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県立びわ湖こどもの国の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第4条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部 <u>指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立障害者福祉センターの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第5条関係)

旧	新
<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部 <u>指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県立むれやま荘の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第6条関係)

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第7条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第8条以下 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第7条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第8条以下 省略</p>

滋賀県立視覚障害者センターの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第7条関係)

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県立聴覚障害者センターの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第8条関係)

旧	新
<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第5条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第6条以下 省略</p>	<p>第1条～第4条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第5条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県健康福祉部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第6条以下 省略</p>

滋賀県ふぐの取扱いの規制に関する条例 新旧対照表 (第9条関係)

旧	新
<p>第1条～第6条 省略</p>	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(<u>滋賀県ふぐ調理師試験委員会</u>)</p> <p>第6条の2 <u>地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県ふぐ調理師試験委員会(以下「試験委員会」という。)を設置する。</u></p> <p>2 <u>試験委員会は、試験の執行に関する事項について審議するものとする。</u></p> <p>(<u>試験委員会の組織等</u>)</p> <p>第6条の3 <u>試験委員会は、委員14人以内で組織する。</u></p> <p>2 <u>委員は、ふぐ調理師および県の職員のうちから知事が任命する。</u></p> <p>3 <u>委員の任期は、当該試験の執行が終了するまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>4 <u>委員は、再任されることを妨げない。</u></p> <p>5 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>6 <u>前各項に定めるもののほか、試験委員会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>第7条以下 省略</p>	<p>第7条以下 省略</p>

滋賀県立テクノファクトリーの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第10条関係)

旧	新
<p>第1条～第11条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第13条以下 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第13条以下 省略</p>

滋賀県立草津SOHOビジネスオフィスの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第11条関係)

旧	新
<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第12条以下 省略</p>	<p>第1条～第10条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第11条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第12条以下 省略</p>

滋賀県立陶芸の森の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第12条関係)

旧	新
<p>第1条～第13条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第13条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第14条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県商工観光労働部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第15条～第18条 省略</p>	<p>第15条～第18条 省略</p> <p>(滋賀県立陶芸の森陶芸作品等収集審査会)</p> <p>第19条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、知事の附属機関として、滋賀県立陶芸の森陶芸作品等収集審査会(以下「審査会」という。)を設置する。</p> <p>2 審査会は、知事の諮問に応じ、陶芸作品等の収集に関する事項について審査するものとする。</p> <p>(審査会の組織等)</p> <p>第20条 審査会は、委員6人以内で組織する。</p> <p>2 委員は、陶芸作品等に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。</p> <p>3 委員の任期は2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。</p>

4 委員は、再任されることを妨げない。

5 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織および運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

滋賀県醒井養鱒場の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第13条関係)

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県農政水産部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県立近江富士花緑公園の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第14条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立きゃんせの森の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第15条関係)

旧	新
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第4条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、<u>指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県公共港湾施設の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第16条関係)

旧	新
<p>第1条～第18条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第19条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第20条以下 省略</p>	<p>第1条～第18条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第19条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、<u>指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第20条以下 省略</p>

滋賀県営住宅の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第17条関係)

旧	新
<p>第1条～第37条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第38条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第38条以下 省略</p>	<p>第1条～第37条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第38条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第38条以下 省略</p>

滋賀県都市公園条例の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第18条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条の2 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条の3 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第9条の4以下 省略</p>	<p>第1条～第9条の2 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第9条の3 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県土木交通部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第9条の4以下 省略</p>

滋賀県琵琶湖流域下水道条例 新旧対照表 (第19条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第20条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

しが県民芸術創造館の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第21条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第22条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立自然公園施設等の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第23条関係)

旧	新
<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第7条以下 省略</p>	<p>第1条～第5条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第6条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県琵琶湖環境部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第7条以下 省略</p>

滋賀県希望が丘文化公園の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第24条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県公営企業の設置等に関する条例 新旧対照表 (第 25 条関係)

旧	新						
<p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 法第 14 条の規定に基づき、企業庁長の権限に属する事務を処理させるため滋賀県企業庁を置く。</p> <p>第 5 条～第 10 条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>第 1 条～第 3 条 省略</p> <p>(組織)</p> <p>第 4 条 法第 14 条の規定に基づき、企業庁長の権限に属する事務を処理させるため滋賀県企業庁を置く。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、別表に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。</p> <p>第 5 条～第 10 条 省略</p> <p>付則 省略</p> <p>別表 (第 4 条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1144 710 2094 1449"> <thead> <tr> <th data-bbox="1144 710 1556 758">名 称</th> <th data-bbox="1556 710 2094 758">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1144 758 1556 1061"> <u>滋賀県企業庁建設工事等総合評価委員会</u> </td> <td data-bbox="1556 758 2094 1061"> <u>企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準の策定および同条第 5 項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1144 1061 1556 1449"> <u>滋賀県企業庁建設コンサルタント等選定委員会</u> </td> <td data-bbox="1556 1061 2094 1449"> <u>企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する土木工事および建設工事の設計および監理ならびに土木工事および建設工事に関する調査、企画、立案および助言に係る地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の締結のため建設コンサルタント等を選定する場合における当該選定に関する事項について審査すること。</u> </td> </tr> </tbody> </table>	名 称	担任する事務	<u>滋賀県企業庁建設工事等総合評価委員会</u>	<u>企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準の策定および同条第 5 項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。</u>	<u>滋賀県企業庁建設コンサルタント等選定委員会</u>	<u>企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する土木工事および建設工事の設計および監理ならびに土木工事および建設工事に関する調査、企画、立案および助言に係る地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の締結のため建設コンサルタント等を選定する場合における当該選定に関する事項について審査すること。</u>
名 称	担任する事務						
<u>滋賀県企業庁建設工事等総合評価委員会</u>	<u>企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 10 の 2 第 3 項に規定する落札者決定基準の策定および同条第 5 項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。</u>						
<u>滋賀県企業庁建設コンサルタント等選定委員会</u>	<u>企業庁長の諮問に応じて企業庁が発注する土木工事および建設工事の設計および監理ならびに土木工事および建設工事に関する調査、企画、立案および助言に係る地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定による随意契約の締結のため建設コンサルタント等を選定する場合における当該選定に関する事項について審査すること。</u>						

滋賀県病院事業の設置等に関する条例 新旧対照表 (第26条関係)

旧	新						
<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(管理者および組織)</p> <p>第4条 病院事業の管理者は、滋賀県病院事業庁長 (以下「病院事業庁長」という。) とする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、病院事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋賀県病院事業庁を置く。</p>	<p>第1条～第3条 省略</p> <p>(管理者および組織)</p> <p>第4条 病院事業の管理者は、滋賀県病院事業庁長 (以下「病院事業庁長」という。) とする。</p> <p>2 法第14条の規定に基づき、病院事業庁長の権限に属する事務を処理させるため、滋賀県病院事業庁を置く。</p> <p>3 <u>前項に定めるもののほか、別表第2に掲げる機関を置き、その担任する事務は、同表に定めるとおりとする。</u></p>						
<p>第5条および第6条 省略</p>	<p>第5条および第6条 省略</p>						
<p>第7条 前条に定めるもののほか、使用料および手数料の額は、<u>別表第2</u>のとおりとする。</p>	<p>第7条 前条に定めるもののほか、使用料および手数料の額は、<u>別表第3</u>のとおりとする。</p>						
<p>第8条～別表第1 省略</p>	<p>第8条～別表第1 省略</p>						
	<p><u>別表第2 (第4条関係)</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">担任する事務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>滋賀県立病院経営協議会</td> <td>病院事業庁長の諮問に応じて県立病院の経営に関する計画の策定および評価その他経営に関する重要事項について調査審議すること。</td> </tr> <tr> <td>滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会</td> <td>病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。</td> </tr> </tbody> </table>	名称	担任する事務	滋賀県立病院経営協議会	病院事業庁長の諮問に応じて県立病院の経営に関する計画の策定および評価その他経営に関する重要事項について調査審議すること。	滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会	病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。
名称	担任する事務						
滋賀県立病院経営協議会	病院事業庁長の諮問に応じて県立病院の経営に関する計画の策定および評価その他経営に関する重要事項について調査審議すること。						
滋賀県病院事業庁建設工事等総合評価審査委員会	病院事業庁長の諮問に応じて病院事業庁が発注する建設工事等に係る地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準の策定および同条第5項の規定による落札者の決定に関する事項について審査すること。						

滋賀県立成人病センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立成人病センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。
滋賀県立小児保健医療センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立小児保健医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。
滋賀県立精神医療センター倫理委員会	病院事業庁長の諮問に応じて滋賀県立精神医療センターにおける臨床研究に関する倫理的および科学的な観点から配慮を要する事項その他医療従事者の倫理に関する事項について調査審議すること。

別表第2 (第7条関係) 省略

別表第3 (第7条関係) 省略

滋賀県立青少年宿泊研修所の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第27条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県近代美術館条例 新旧対照表 (第28条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p><u>(協議会)</u></p> <p>第10条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、美術館に滋賀県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p>第11条 協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2～4 省略</p> <p>第12条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によつて定める。</p> <p>2および3 省略</p> <p>第13条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p><u>(滋賀県立近代美術館協議会)</u></p> <p>第10条 博物館法第20条第1項の規定に基づき、美術館に滋賀県立近代美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。</p> <p><u>(協議会の組織等)</u></p> <p>第11条 協議会は、委員15人以内で組織する。</p> <p>2～4 省略</p> <p><u>(会長および副会長)</u></p> <p>第12条 協議会に会長および副会長を置き、委員の互選によつて定める。</p> <p>2および3 省略</p> <p><u>(専門委員)</u></p> <p>第13条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。</p> <p>2 専門委員は、当該専門の事項に関して学識経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。</p> <p>3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。</p> <p><u>(会議)</u></p> <p>第14条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。</p>

2～4 省略

2～4 省略

(部会)

第15条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員および専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 協議会は、その定めるところにより、部会の決議をもつて協議会の決議とすることができる。

6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、同条第1項および第3項中「会長」とあるのは、「部会長」と読み替えるものとする。

(雑則)

第16条 第10条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(委任)

第14条 この条例に定めるもののほか、美術館の管理運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

滋賀県立文化産業交流会館の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第29条関係)

旧	新
<p>第1条～第11条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第11条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第12条 指定管理者の指定は、規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 知事は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 知事は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県総合政策部指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第13条以下 省略</p>	<p>第13条以下 省略</p>

滋賀県立安土城考古博物館の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第30条関係)

旧	新
<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第8条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第7条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第8条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第9条以下 省略</p>	<p>第9条以下 省略</p>

滋賀県立長浜ドームの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第31条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立体育館の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第32条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 <u>教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</u></p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立栗東体育館の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第33条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立武道館の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第34条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立スポーツ会館の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第35条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立アイスアリーナの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第36条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立彦根総合運動場の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第37条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立希望が丘野外活動センターの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第38条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県希望が丘文化公園等指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立虎御前山教育キャンプ場の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第39条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立琵琶湖漕艇場^{そう}の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第40条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>第11条以下 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p> <p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立ライフル射撃場の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第41条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立伊吹運動場の設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第42条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>

滋賀県立柳が崎ヨットハーバーの設置および管理に関する条例 新旧対照表 (第43条関係)

旧	新
<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p>	<p>第1条～第9条 省略</p> <p>(指定管理者の指定の手続)</p> <p>第10条 指定管理者の指定は、教育委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。</p> <p>2 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認めるものを指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>3 教育委員会は、指定管理者の指定に当たっては、あらかじめ滋賀県教育委員会指定管理者選定委員会の意見を聴かなければならない。</p>
<p>第11条以下 省略</p>	<p>第11条以下 省略</p>